

「専利出願行為の規範化に関する若干の規定の改正草案（意見募集稿）」に対する意見

意見項目	修正提案	修正理由
第三条	<p>『本規定いう非正常専利出願行為とは、いかなる単位又は個人がイノベーション保護を目的とせず、不正な利益の取得や架空のイノベーション実績、サービス実績の虚構を目的として、単独で又は結託して各種の専利出願を提出し、専利出願を代理し、又は専利出願権や専利権を譲渡する等の行為を指す。</p> <p>以下の各行為は、本規定にいう非正常専利出願行為に当たる。』の部分について、非正常専利出願行為は、『イノベーション保護を目的とせず、不正な利益の取得や架空のイノベーション実績、サービス実績の虚構を目的として』と記載される不正の目的を持って、第三条（一）～（九）に記載される行為をなした場合に該当すると解釈できるように規定することを要望する。</p> <p>例えば、上記部分について、以下のように修正することを提案する。</p> <p>『本規定いう非正常専利出願行為とは、いかなる単位又は個人が、イノベーション保護を目的とせず、不正な利益の取得や架空のイノベーション実績、サービス実績の虚構を目的として、単独で又は結託して以下に示す各行為を行った場合を指す。』</p>	<p>第三条第一項において非正常専利出願行為を定めた部分：『本規定いう非正常専利出願行為とは、いかなる単位又は個人がイノベーション保護を目的とせず、不正な利益の取得や架空のイノベーション実績、サービス実績の虚構を目的として、単独で又は結託して各種の専利出願を提出し、専利出願を代理し、又は専利出願権や専利権を譲渡する等の行為を指す。』と、第三条第二項において（一）～（九）の行為が非正常専利出願行為に当たることを定めた部分：『以下の各行為は、本規定にいう非正常専利出願行為に当たる。』が、互いに独立して非正常専利出願行為を定義しているように解釈できる。非正常専利出願行為に2つの定義が存在するように解釈できることは不適切である。</p> <p>非正常専利出願行為は、第一項に記載された不正の目的を持って、第二項に例示した（一）～（九）の行為をなした場合に該当すると解釈できるように修正すべきである。</p>
第四条	<p>『出願人に対して指定された期限内に関連する専利出願や法的手続きの請求を自発的に取り下げるか、又は意見を陳述するよう通知することができる。』</p> <p>とあるが、以下のような内容を追記するこ</p>	<p>国家知識産権局が非正常専利出願行為であると認定した理由を明らかにして通知しなければ、出願人は、指定された期間内に意見陳述することができない。従って、認定理由を明記して通知することを規定すべきで</p>

	<p>とを要望する。</p> <p>『通知には、非正常専利出願行為と認定した理由を記載するものとする。』</p>	<p>ある。</p>
<p>第四条</p>	<p>『出願人は、非正常専利出願行為に対する初歩的認定に不服がある場合、指定された期限内に意見を陳述するとともに、証明書類を提出しなければならない。』</p> <p>とあるところを</p> <p>『出願人は、非正常専利出願行為に対する初歩的認定に不服がある場合、指定された期限内に意見を陳述するとともに、<u>非正常専利出願行為でないことを示す証明書類</u>を提出しなければならない。』</p> <p>と修正することを要望する（下線部の追記）。</p>	<p>『証明書類を提出しなければならない』とあるが何を示す証明書類なのかを明確に規定すべきである。</p>

(以上)